

千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正の概要

1 改正の趣旨

介護保険法等の改正により、介護保険サービス事業所等に係る指定基準を改めるため、条例の一部を改正しようとするもの

2 主な改正内容

(1) 共生型訪問介護（サービスの新設）

障害福祉制度における居宅介護、重度訪問介護の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型訪問介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

① 利用者へのサービス提供に支障がない場合には、オペレーターと「随時訪問サービスを行う訪問介護員」並びに指定訪問介護事業所及び指定夜間対応型訪問介護事業所以外の「同一敷地内の事業所の職員」の兼務を認める。夜間・早朝と同様の事業所間の連携が図られているときは、オペレーターの集約を認めることとする。

② オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の「3年以上」の経験について、「1年以上」に変更する。

③ 介護・医療連携推進会議の開催頻度について、他の宿泊を伴わないサービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）に合わせて、年4回から年2回とする。

(3) 夜間対応型訪問介護

オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の「3年以上」の経験について、「1年以上」に変更することとする。

(4) 訪問リハビリテーション

リハビリテーション計画作成の際に医師の診療が必要であるため、専任の常勤医師の配置を求める。

(5) 居宅療養管理指導

看護職員による居宅療養管理指導については、その算定実績を踏まえて廃止することとする。（経過措置あり）

(6) 共生型通所介護・共生型地域密着型通所介護（サービスの新設）

障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援又は放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。

(7) 認知症対応型通所介護

共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」に見直す。

(8) 共生型短期入所生活介護（サービスの新設）

共生型短期入所生活介護については、障害福祉制度における短期入所（併設型及び空床利用型に限る。）の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型短期入所生活介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。

(9) 短期入所療養介護

一般病床の有床診療所が短期入所療養介護を提供する場合は、食堂に関する基準を緩和する。

(10) 看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所であって、利用者に支障がない場合には、診療所の病床を宿泊室と兼用することができることとするほか、サテライト型事業所を創設する（サテライト型小規模多機能型居宅介護の基準に準じる）。

(11) 福祉用具貸与

- ① 機能や価格帯の異なる複数の製品を利用者に提示することを義務付ける。
- ② 貸与しようとする製品の全国平均貸与価格を利用者に説明することを義務付ける。

(12) 居宅介護支援

- ① 入院時における医療機関との連携を促進する観点から、居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することを義務づける。
- ② 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に把握した利用者の状態等について、主治医等に必要な情報伝達を行うことを義務づける。
- ③ 居宅介護支援事業所における人材育成の取組を促進するため、主任ケアマネジャーであることを管理者の要件とする。（経過措置あり）。
- ④ 利用者との契約にあたり、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明することを義務づける。
- ⑤ 訪問回数の多いケアプランについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認・是正を促していくことが適当であり、ケアマネジャーが、通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、市町村にケアプランを届け出ることとする。

(13) 介護医療院（サービスの新設）

介護療養型医療施設（＝介護療養病床）の転換先として、日中・夜間を通じ長期療養を主目的としたサービスを提供する観点から、介護療養病床と介護療養型老人保健施設の基準を参考に設定する。

(14) 居住系・施設系サービス

身体的拘束等の適正化のため、以下の措置を講じなければならないこととする。

- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備するほか、従業者向け研修を定期的実施すること。

（対象施設）

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症グループホーム、特定施設入居者生活介護等

(15) その他、省令改正に準じて所要の改正を行う。

3 施行期日

平成30年4月1日（一部10月1日）